

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成23年
6月17日
(金曜日)

目次

告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………一

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………二

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)……………二

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(四件)(厚政課)……………二

土地改良区定款変更の認可(農村整備課)……………四

指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)……………四

道路の区域の変更(道路整備課)……………四

道路の供用の開始(道路整備課)……………五

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課)……………五

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………六

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………六

公共測量の実施の終了(監理課)……………七

山口県告示第二百五十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年六月十七日

山口県知事 二井 関成



名称	所在地	廃止年月日
山口県立こころの医療センター	宇部市大字東岐波四〇〇四の二	平成三三、三、三一
石谷医院	山口市徳地八坂一〇四七の一	" " " "
おおうちクリニク	" 大内御堀一九四三の二	" " " "
山口県立総合医療センター	防府市大字大崎七七	" " " "
よしいこどもクリニク	" 大字植松五五九の一	平成一九、三、三
松井クリニク	" 柳井市南浜一丁目八番三三〇	平成三三、二、二八
神田医院	周南市須々万本郷二五〇二	" " " "
中村眼科医院	" 二番町一丁目四番三三〇	" " " "
周防大島町立東和病院和田出張診療所	大島郡周防大島町大字和田一三三	" " " "
周防大島町立東和病院伊保田出張診療所	六九の六 大字伊保田一七	" " " "
松浦歯科医院	山口市米屋町一番四号	平成二〇、一一、二

山口県告示第二百五十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年六月十七日

山口県知事 二井 関成

名称	所在地	指定年月日
山口県立こころの医療センター	宇部市大字東岐波四〇〇四の二	平成三三、四、一
おおうちクリニク	山口市大内御堀一九四三の二	" " " "
サンタキッズ&ファミリークリニク	防府市新田一丁目一番一号	" " " "
山口県立総合医療センター	" 大字大崎七七	" " " "
ふなつ眼科防府分院かわもと眼科	" 駅南町八番三八号	" " " "
医療法人社団よしいこどもクリニク	" 大字植松五五九の一	平成一九、" " " "
さとう眼科	岩国市室の木町五丁目一〇番一	平成三三、" " " "

松井クリニク	柳井市南浜一丁目八番三号	"	"	三、
紫苑リハビリ内科クリニク	山陽小野田市大字厚狭五〇三の一	"	"	四、
松浦歯科医院	山口市米屋町一番四号	平成二、	"	"
フタミ薬局駅前店	防府市駅南町二二五の三	平成三、	四、	"
いちご薬局室の木店	岩国市室の木町五丁目一〇番一三	"	"	"
マユサン薬局	美祢市於福町下三二七の一六	"	五、	"

山口県告示第二百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があつた。

平成二十三年六月十七日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称	居宅介護事業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
宇部商事株式会社	宇部市明治町一丁目九番一五号	宇部商事株式会社シルバー	宇部市明治町一丁目九番一五号	福祉用具貸与	平成二三、 四、三〇

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名称	介護予防事業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
宇部商事株式会社	宇部市明治町一丁目九番一五号	宇部商事株式会社シルバー	宇部市明治町一丁目九番一五号	介護予防用具貸与	平成二三、 四、三〇

山口県告示第二百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年六月十七日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称	居宅介護事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
株式会社創め	熊毛郡平生町大字宇佐木一四一五の二	訪問介護創め	熊毛郡平生町大字宇佐木一四一五の二	"	"
株式会社オ フィス・ハ イツ	山口市小郡高砂町七番三三	こころ訪問看護ステーション	美祢市大嶺町東分三七二の五	訪問看護	"
株式会社ツク イ	横浜市港南区上大岡西一丁目六番一	ツクイ宇部厚南	宇部市大字東須恵八三六の	通所介	"
合同会社ひだ まりねつと	宇部市山門三丁目四番二八	ひだまりの花	" 二丁目二五番八号	"	"
株式会社友喜 興業	山口市徳地上村七八の二	デイサービスゆうあい	山口市徳地島地一七七	"	平成二二、 二一、
周南農業協同 組合	下松市西柳二丁目三番四八	J A周南デイサービスくだまつ生野屋	下松市生野屋南三丁目八番三	"	平成二三、 三、
有限会社渡辺 薬局	岩国市今津町四丁目三番二	有限会社渡辺薬局在宅ケアサービス2	岩国市麻里布町五丁目三番八	"	"
株式会社きん さい家	長門市東深川一八六の三	きんさい家	長門市東深川一八六の三	"	"
周南農業協同 組合	下松市西柳二丁目三番四八	J A周南デイサービス須々万ペンギン	周南市須々万本郷二五〇二	"	"
株式会社朝日	山陽小野田市大字小野田一八九六	こころデイサービスセン	山陽小野田市大字小野田一三三五の六三	"	平成二三、 一〇、
社会福祉法人 青藍会	山口市吉敷中東一丁目一番二	ハートホーム中央ステイ	山口市神田町一〇〇〇の二	短期入所生活介護	平成二三、 五、
社会福祉法人 ひとつの会	防府市大字佐野一五二の一	特別養護老人ホーム自由の	防府市大字大崎八〇の一	"	"

有限会社あん
のメディアカル
東一丁目一番
号
ハートハウス
大歳脳活性リ
ハビリ
山口市朝田七
五の一
介護予
防認知
症対応
型通所
介護

社会福祉法人
ひとつの会
防府市大字佐
野一五二の一
グループホー
ム自由の杜
防府市大字大
崎八〇の一
介護予
防認知
症対応
型通所
介護
生活共
生対
介

山口県告示第二百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年六月十七日

山口県知事 二井 関 成

地域包括支援センター の主たる事務所の 所在地	介護予防支援事業所 の所在地	指定年月日
社会福祉法人山 口市社会福祉協 議会 山口市上野小路 八九の一	山口市川西地域 包括支援セン ター	山口市小郡下郷 六〇九の五 平成二三、 四、一
社会福祉法人博 愛会 山口市上野小路 六三	山口市鴻南地域 包括支援セン ター	山口市小郡下郷 六三 平成二三、 四、一
医療法人社団水 生会 山口市上野小路 三八五	山口市北東地域 包括支援セン ター	山口市小郡下郷 三六五の一 平成二三、 四、一

山口県告示第二百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地
改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年六月十七日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称
下関市豊田町土地改良区
認可年月日
平成二三、六、九

宇部市末信土地改良区

山口県告示第二百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第
二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する
予定である旨の通知があった。

平成二十三年六月十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
保安林の指定をする件（平成九年農林水産省告示第六六一号）、保安林の指定
をする件（平成九年農林水産省告示第千四十八号）及び保安林の指定をする件（平成
十年農林水産省告示第六百十九号）に定めるところ（森林法第二十五条第一項に規定
する重要流域に係るものに限る。）による。
- 二 変更に係る指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
変更しない。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに山
口市経済産業部林業振興課、防府市産業振興部林務水産課、岩国市産業振興部農林振興
課及び周南市「いのち育む里づくり」部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道
路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十三年六月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課に
おいて一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月十七日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道

路線名 萩篠生線
道路の区域

区間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
萩市大字福井上字吉部境二五の一地 先から 同市大字吉部下字平床八〇の一の地 先まで	旧	最狭 二八・〇五 最広 七四・〇〇	一、〇五七・五	
	新	最狭 二二・〇〇 最広 七四・〇〇	九六一・八	道路改良工事の完了による。

山口県告示第二百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年六月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月十七日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
萩篠生線	萩市大字福井上字吉部境二五の一地先から 同市大字吉部下字平床八〇の一の地先まで	平成二十三年六月十八日

山口県告示第二百六十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、山口県立大津緑洋高等学校特別教室等耐震改修工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十三年六月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 山口県立大津緑洋高等学校特別教室等耐震改修工事

- (一) 工事場所 長門市東深川字東塚塚四二七番地二
- (二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造 地上四階建	四、一四平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
 - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十三年六月十六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十三年七月五日から同月八日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成二十三年七月二十一日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―三八三〇)にすること。



(二八二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十三年八月一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年六月十七日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十三年六月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 周南のぞみ会

代表者の氏名 小坂 玲子

主たる事務所の所在地 周南市岡田町二番三号

三 定款に記載された目的

障害者に対して、自立生活を支援するための事業を行い、地域における社会福祉の増進に寄与すること。

(二八三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年二月一日山口県公告(一九)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年六月十七日から同年七月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年六月十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デイオ防府南店

所在地 防府市大字浜方一六の三

二 意見の概要

特に配慮を求めない。

(二八四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年二月一日山口県公告(二〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年六月十七日から同年七月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年六月十七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デイオ防府南店

所在地 防府市大字浜方一六の三

二 意見の概要

特に配慮を求めない。

(一八五) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十三年六月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

二 作業の地域

山口市

三 作業の期間

平成二十二年十一月十六日から平成二十三年三月三十一日まで

平成二十三年六月十七日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁